



## 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

～厚生労働省が相次いで関連事務連絡等を発出～

◆昨年末に中国の武漢市で発生したとされる新型コロナウイルス感染症は残念ながらわが国でも広がっています。2月17日、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について」を公表しました。それによれば、発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控え、毎日体温を測定し記録しておくことが勧められます。その上で、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続くか強いだるさや息苦しさがある場合は、直ぐに医療機関に行くのではなく先ず「帰国者・接触者相談センター」に相談するという内容です。なお高齢者や糖尿病・心不全等の基礎疾患があったり人工透析を受けている場合は、重症化しやすいため早めに相談してくださいとの内容です。

◆そして翌18日、厚生労働省は社会福祉施設(通所・短期入所などに限る)の利用者や職員に新型コロナウイルスへの感染者が発生した場合を想定し、当面の対応として都道府県等の地方自治体宛て事務連絡を出しました。都道府県などは地域での流行の早期段階に行われる公衆衛生対策の観点から、休業の必要性の有無について判断し、必要と判断した場合は社会福祉施設等に対し、その全部または一部の休業を要請することなどを求めています。同日、保育所に関するほぼ同様の事務連絡も通知されています。

◆また老健局では17日、感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等には、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについて柔軟な取扱いを可能とするという事務連絡も発出しており、例示として昨年の台風19号時の取扱いが示されています。事務連絡は地方自治体宛てです。個別の取扱いについては認可権者に対して照会・相談することとなります。(事務局)

◎「新型コロナウイルス感染症について」(下段のほう「自治体・医療機関向けの情報」に各種通知があります)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

## 介護人員配置4対1も?!

～全世代型社会保障検討会議で生産性向上の議論～

◆2月19日、全世代型社会保障検討会議が開催され、①介護サービスにおけるテクノロジーの活用、②文書の簡素化・標準化・ICT等の活用、③介護サービスの効果を正確に測定するためのビッグデータの整備、④利用者のニーズに沿った介護事業者の創意工夫を引き出す弾力的な取組の推進等、介護サービスの生産性向上について議論が行われました。

国が定める特別養護老人ホームなどの人員配置基準は入居者3人当たり職員1人以上ですが、実際の平均値では、常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数は2.0人となっています(平成29年介護サービス施設・事業所調査の概況)。この日の会議では、業務改善やICT機器、センサー、ロボットの導入により、サービス水準の維持・向上を図りつつ効率的な運営を行うことにより職員1人が入所者2.5～2.8人を介護している先進事例3例の存在が紹介されました。現在でも介護事業所の3分の2が従業員の不足を感じている状況を示し、今後ますます生産年齢人口が減少し人手不足がさらに厳しくなることを見据え、先ずは3対1の人員配置を広く一般的なものとしていきたい考えです。

また櫻田謙悟議員(SOMPOホールディングスグループCEO)からは「デジタルテクノロジーと規制緩和による介護現場改革が必要で、4対1の職員配置により現在の2倍のマンパワーが創出できる」との発言があり、介護現場を進化させる5つの提言が示されました(参考資料の図表1参照)。今年の夏には最終報告がまとめられる予定です。(事務局)

◎第6回 全世代型社会保障検討会議

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/zensedaigata\\_shakaihoshou/dai6/siryou.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/zensedaigata_shakaihoshou/dai6/siryou.html)

## 2040年を見据えた介護保険計画

～介護保険部会で厚労省が基本方針を提示～

◆2月21日に開催された社会保障審議会介護保険部会で、厚生労働省は、昨年12月27日に策定した「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、第8期介護保険事業計画の作成に向けた基本方針とスケジュールを提示しました。その中で先ず、2025(令和7年)・2040年(令和22年)の地域ごとの推計人口等から導かれるサービス需要の推計を行って、その見込みにより施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランス良く組み合わせ整備することに決めました(参考資料の図表2参照)。

そのうえで、令和2年度予算案において、地域医療介護総合確保基金を用いて「介護離職ゼロのための量的拡充」として①介護施設等の整備にあわせて行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(新規)、②介護付きホームの整備促進(拡充)、③介護職員の宿舎施設整備(新規)、「介護サービスの質の向上」として④施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援(拡充)、⑤特養併設のショートステイ多床室のプライバシー保護改修支援(拡充)、⑥介護予防拠点(通いの場等)における健康づくりと防災の意識啓発の取組支援(拡充)、⑦介護施設等における看取り環境の整備推進(新規)、⑧共生型サービス事業所の整備推進(新規)などの拡充が予定されています。

①については、介護離職ゼロの受け皿整備と老朽化した特養等の広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護施設等の整備(創設)を行う際にあわせて行う定員30名以上の広域型施設の大規模修繕・耐震化についての補助事業が想定されています。(事務局)

◎第90回 社会保障審議会介護保険部会

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09641.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09641.html)

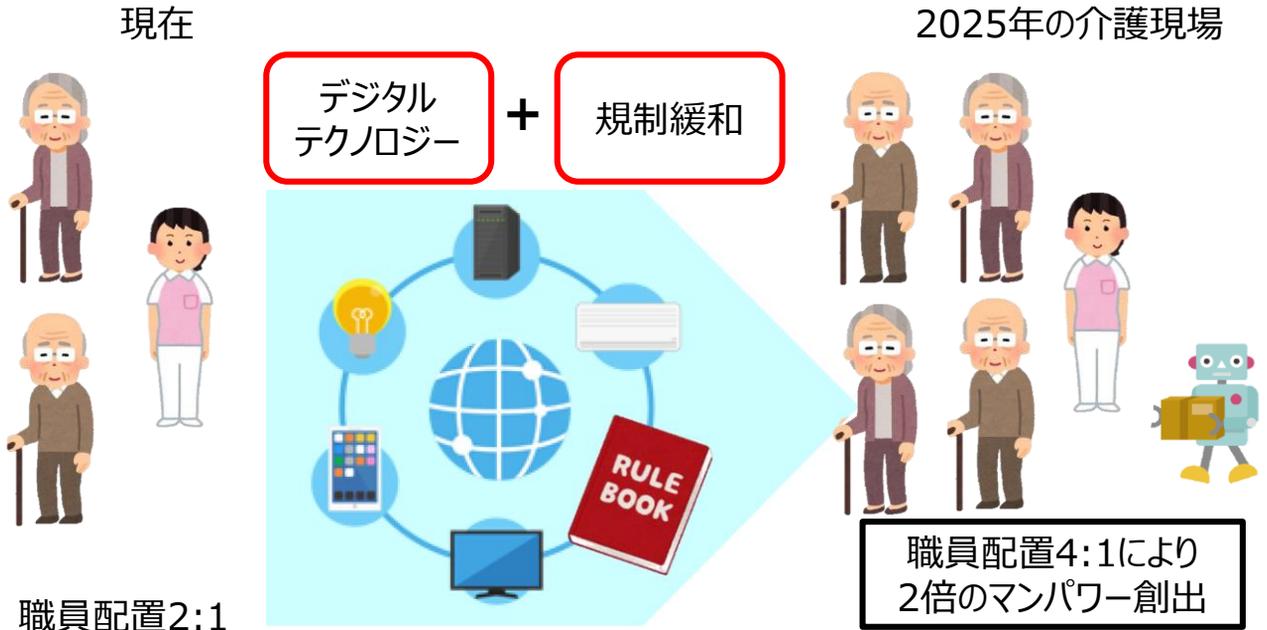
◆会員メールでも皆様にお伝えをした通り、本年も社会福祉会計簿記入門講座の開催を6月から8月にかけて予定しております。本年は全都道府県にて開催を目指しております。現在、講座の講師を務めていただける事務所様を募集しておりますので、是非ご応募頂きますようお願い申し上げます。

◆FAX NEWS (PowerPointにて制作) は下記URL総福研ホームページからダウンロードしていただけます。どうぞご利用下さいませ。◆



◆図表1 2025年に実現すべき介護現場

介護施設を現在の半分の人数で運営するような、  
圧倒的な生産性向上、品質向上を実現するために、  
**デジタルテクノロジー**と**規制緩和**による介護現場改革が必要。



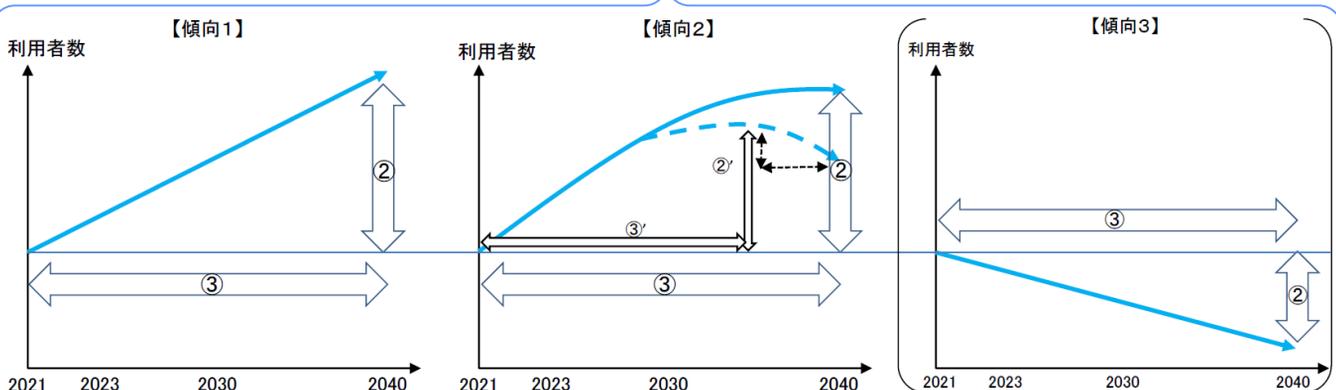
資料：2020.02.19第6回全世代型社会保障検討会議「櫻田議員提出資料」から

◆図表2 2025年・2040年を見据えたサービス基盤の整備について

- 第8期計画においては、2025年、2040年のサービス需要の見込を踏まえ、施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランス良く組み合わせて整備することが重要。
- また、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備(約50万人分)、医療計画、地域医療構想との整合性を踏まえる必要がある。
- 令和2年度予算案において、次ページのとおり地域医療介護総合確保基金のメニューを拡充し、サービス基盤整備を支援することとしている。

<参考> 2025年、2040年に向けての地域におけるサービス需要のイメージ

①大きな傾向



(※1) 2025年・2040年を見据え、①サービス基盤の大きな傾向を把握し、その上で②サービス整備の絶対量、③期間(角度②/③)を勘案して第8期計画を策定することが重要。

(※2) 傾向2、3のようにサービス需要が成熟化する保険者であっても、サービス需要の見込(②、②')に合わせて過不足ないサービス基盤の整備が必要。広域型施設である介護保険施設、地域密着型サービスを組み合わせ、周辺保険者のサービスニーズを踏まえ都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要。

資料：2020.02.21社会保障審議会介護保険部会 資料1-1「基本指針について」から